

岩手県告示第162号

知事が所管する出資法人の情報公開に関する要綱（平成11年岩手県告示第291号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1 この要綱は、情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）<u>第41条第2項</u>の規定に基づき、知事が所管する出資法人の保有する情報の開示及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1 この要綱は、情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）<u>第26条第2項</u>の規定に基づき、知事が所管する出資法人の保有する情報の開示及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>  |  |